

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 1. 金融会社関係一般的な事項）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
1 金融会社関係一般的な事項	1 金融会社関係一般的な事項
1－1 法令解釈等の照会を受けた場合の対応	1－1 法令解釈等の照会を受けた場合の対応
1－1－1 照会を受ける内容の範囲 <p>抵当証券業の規制等に関する法律等金融庁が所管する法令に関するものとする。なお、照会が権限外の法令等に係るものであった場合には、コメント等は厳に慎むものとする。</p>	1－1－1 照会を受ける内容の範囲 <p>金融庁が所管する法令に関するものとする。なお、照会が権限外の法令等に係るものであった場合には、コメント等は厳に慎むものとする。</p>
1－1－4 グレーゾーン解消制度 (略)	1－1－4 グレーゾーン解消制度 (略)
(1) 照会窓口 <p>照会窓口は、金融庁<u>総務企画局政策課</u>とする。 なお、照会窓口たる金融庁<u>総務企画局政策課</u>は、下記（2）③の記載要領に示す要件を満たした照会書面及びその写しが到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書面に記載された確認の求めに係る法令が他の関係行政機関の長が所管するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。 財務局所管業者は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、金融庁<u>総務企画局政策課</u>に対し、照会書面を速やかにファックス又は電子メールにより送付するとともに、照会書面の原本及びその写しを郵送により送付する。 (注) 財務局においては、照会書面の原本及びその写しを金融庁<u>総務企画局政策課</u>に送付する際、当該照会書面に記載された確認の求めのうち当庁が所管する法令に関するものに限り、原則として審査意見を付するものとする。</p>	(1) 照会窓口 <p>照会窓口は、金融庁<u>総合政策局総合政策課</u>とする。 なお、照会窓口たる金融庁<u>総合政策局総合政策課</u>は、下記（2）③の記載要領に示す要件を満たした照会書面及びその写しが到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書面に記載された確認の求めに係る法令が他の関係行政機関の長が所管するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。 財務局所管業者は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、金融庁<u>総合政策局総合政策課</u>に対し、照会書面を速やかにファックス又は電子メールにより送付するとともに、照会書面の原本及びその写しを郵送により送付する。 (注) 財務局においては、照会書面の原本及びその写しを金融庁<u>総合政策局総合政策課</u>に送付する際、当該照会書面に記載された確認の求めのうち当庁が所管する法令に関するものに限り、原則として審査意見を付するものとする。</p>
(2) 照会書面受領後の流れ <p>照会書面を受け付けた後は、<u>総務企画局政策課</u>において、当該照会書面を当該照会書面に記載された確認の求めに係る法令を所管</p>	(2) 照会書面受領後の流れ <p>照会書面を受け付けた後は、<u>総合政策局総合政策課</u>において、当該照会書面を当該照会書面に記載された確認の求めに係る法令を所管</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 1. 金融会社関係一般的な事項）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、本制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書面を提出した者（以下、この項において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書面の補正及び追加書面の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書面は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。</p> <p>なお、当庁の所管する法令に関して、強化法第9条第3項の関係行政機関の長として同項の規定による確認の求めを受けた場合には、上記の連絡及び所要の対応の求めは、同項の当該主務大臣に対して行うものとする。</p> <p>①～③ （略）</p>	<p>所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、本制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書面を提出した者（以下、この項において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書面の補正及び追加書面の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書面は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。</p> <p>なお、当庁の所管する法令に関して、強化法第9条第3項の関係行政機関の長として同項の規定による確認の求めを受けた場合には、上記の連絡及び所要の対応の求めは、同項の当該主務大臣に対して行うものとする。</p> <p>①～③ （略）</p>
<p>（3）回答</p> <p>① 照会書面を回付された課室は、<u>総務企画局政策課</u>において回答を行う事案と判断した場合については、提出者からの照会書面の原本及びその写しを照会窓口で受け付けてから原則として一月以内に提出者に対し強化法施行規則様式第六による回答書を交付するものとする。</p> <p>また、照会書面を回付された課室は、当該照会書面に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。</p> <p>② 金融庁長官が、他の関係行政機関の長から強化法第9条第3項の規定による確認の求めを受けた場合においては、照会書面を回付された課室は、同条第1項の規定により同項の主務大臣</p>	<p>（3）回答</p> <p>① 照会書面を回付された課室は、<u>総合政策局総合政策課</u>において回答を行う事案と判断した場合については、提出者からの照会書面の原本及びその写しを照会窓口で受け付けてから原則として一月以内に提出者に対し強化法施行規則様式第六による回答書を交付するものとする。</p> <p>また、照会書面を回付された課室は、当該照会書面に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。</p> <p>② 金融庁長官が、他の関係行政機関の長から強化法第9条第3項の規定による確認の求めを受けた場合においては、照会書面を回付された課室は、同条第1項の規定により同項の主務大臣</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 1. 金融会社関係一般的な事項）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>が照会書面の原本及びその写しの提出を受けた日から原則として一月以内に当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無について強化法施行規則様式第六による回答書に記載し、<u>総務企画局政策課</u>を通じてこれを当該主務大臣に送付するものとする。</p> <p>また、この場合において、当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、同条第1項の規定により上記期間内に同項の回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を、<u>総務企画局政策課</u>を通じて当該主務大臣に通知するものとする。</p> <p>③ 総務企画局政策課が、強化法第9条第3項の規定により他の関係行政機関の長に対し、確認を求めた場合において、当該関係行政機関の長から回答書の送付を受けたときには、<u>総務企画局政策課</u>又は当該確認の求めと同一事案について照会書面を回付された課室を通じて、提出者に当該回答書を交付するものとする。また、当該関係行政機関の長から、期間内に回答書を交付することができない旨及びその理由の通知を受けた場合には、これらを提出者に通知するものとする。</p>	<p>が照会書面の原本及びその写しの提出を受けた日から原則として一月以内に当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無について強化法施行規則様式第六による回答書に記載し、<u>総合政策局総合政策課</u>を通じてこれを当該主務大臣に送付するものとする。</p> <p>また、この場合において、当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、同条第1項の規定により上記期間内に同項の回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を、<u>総合政策局総合政策課</u>を通じて当該主務大臣に通知するものとする。</p> <p>③ 総合政策局総合政策課が、強化法第9条第3項の規定により他の関係行政機関の長に対し、確認を求めた場合において、当該関係行政機関の長から回答書の送付を受けたときには、<u>総合政策局総合政策課</u>又は当該確認の求めと同一事案について照会書面を回付された課室を通じて、提出者に当該回答書を交付するものとする。また、当該関係行政機関の長から、期間内に回答書を交付することができない旨及びその理由の通知を受けた場合には、これらを提出者に通知するものとする。</p>